

○議案第58号 守口市事務分掌条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、市民にとってわかりやすく簡素な組織となることはもとより、新たな行政課題に対して迅速かつ柔軟に対応出来る組織体制を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、新たに設置される子ども部については、保育所と幼稚園を所管するが、その権限は市長部局と教育委員会とで異なることから、窓口対応などで市民が混乱することの無いよう、情報の共有化など連携を図られると共に、円滑に機能するよう人員配置にも十分検討を加えられたいこと。

また、産業振興の取り組みにあつては、組織の機能が発揮されるよう、これまでの事業を検証して、より柔軟な発想でもって業務に取り組まれないとの希望意見を付し満場一致をもってこれを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上委員長報告といたします。